

9 就労系サービスに係る留意事項

9 障害者の就労支援の推進等について

(1) 障害者の就労支援の推進について

① 一般就労への移行の促進について

就労移行支援については、平成24年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する評価の適正化を図るため、就労定着者（一般就労移行後に6ヵ月以上雇用されている者）が過去3年間または過去4年間いない場合、報酬の減算を行うこととしたところである。

減算の仕組み導入後においても、一般就労への移行率が0%の事業所は3割強で推移していた。【関連資料1】

こうした状況を踏まえ、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において、一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する報酬の減算割合を強化するとともに、過去2年間に一般就労への移行実績がない事業所に対しても報酬の減算を行うこととしたところであり、平成28年10月においては、173事業所(5.4%)が一般就労への移行実績がない又は就労定着実績がない場合の減算の対象となっている。

就労移行支援は、就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、障害者の適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な支援を提供するものであり、利用者の一般就労への移行を実現することを趣旨とするサービスである。

こうした趣旨があるにもかかわらず、3割弱の事業所において1年間で1人も一般就労に移行させることができていない状況（平成28年4月時点）である。

各都道府県等におかれでは、一般就労への移行実績がない事業所や就労定着者（一般就労への移行後、就労した企業等に連続して6ヵ月以上雇用されている者）の実績が数年間に渡ってゼロである事業所に関しては、就労移行支援の趣旨に沿ったサービス提供が行われていないと考えられることから、引き続き、重点的に指導を実施するようお願いする。

② 就労継続支援A型について

(ア) 就労継続支援A型の運用の見直しについて

就労継続支援A型事業は、通常の事業所に雇用されることが困難であるが、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結による就労機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものである。このため、就労継続支援A型事業者は、最低賃金の支払い等の労働関係法令を遵守した上で、利用者に対し、必

要な支援を行うことが求められる。

しかしながら、就労継続支援A型については、

- ・ 本来の利用者である障害者の利用を正当な理由なく短時間に限り、健常者である従業員（基準省令によるところの「利用者及び従業者以外の者」）がフルタイムで就労している事例
- ・ 利用者も就労継続支援A型事業の従業者も短時間の利用とすることによって、浮いた自立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当している事例
- ・ 正当な理由なく利用者の意に反して労働時間を短く抑える、あるいは就労機会の提供にあたって収益の上がらない仕事しか提供しない事例

など、本来の就労継続支援A型事業の趣旨に反するだけでなく、自立支援給付費を給付する趣旨からも不適切である事例が見られたことから、これまでも報酬改定等において、事業運営の適正化を図ってきたところである。

(参考：これまでの対応)

時期	対応内容
平成24年10月	利用者のうち短時間利用者の占める割合が多い場合の減算（90%、75%）措置の創設（平成24年度報酬改定）
平成27年9月	指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について（課長通知） ①暫定支給決定の適正な運用の依頼 ②不適切な事業運営の事例を示すとともに、指導ポイントの明示 （不適切な事例） ・収益の上がらない仕事しか提供せず、生産活動による収益だけでは最低賃金を支払うことが困難 ・全ての利用者の労働時間を一律に短時間 ・一定期間経過後に事業所を退所させている
平成27年10月	短時間利用減算の仕組みを利用者割合から平均利用時間に見直すとともに、減算割合（90%～30%）を強化（平成27年度報酬改定）
平成28年3月	就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）における適切なサービス提供の推進について（課長通知） ①暫定支給決定を要しない場合の基準を明確化及び市町村間で差が出ないよう都道府県の関与の依頼

②不適切な事例に対し再度、指導後の改善見込みがない場合の勧告、命令等の措置を講ずることを依頼

こうした取組を行ってきたが、正当な理由なく利用者の意に反して労働時間を短く抑える、あるいは就労機会の提供にあたって収益の上がらない仕事しか提供しない等といった運営を行っている事業所の存在が、以前として、指摘されていることから、平成29年4月から就労継続支援A型については、指定基準等に関して、

- 利用者の就労の向上を図るため、
 - ・ 生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない
 - ・ 賃金を自立支援給付から支払うことを原則禁止
 - ・ 利用者が長く働きたいと希望する場合には、その希望を踏まえた就労の機会の提供をしなければならない
- 障害者を含む幅広い関係者の意見を反映し策定される障害福祉計画上の必要サービス量が確保できている場合、自治体は新たに就労継続支援A型事業所の指定をしないことを可能にするなどを指定基準等に新たに規定し、事業運営の更なる適正化を図ることとしているので、当該指定基準等に沿った指導等をお願いしたい。
なお、生産活動に係る事業の収入や必要経費に計上できる勘定科目、生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額から、利用者の賃金が支払うことができない場合の具体的取扱等については、指定基準の解釈通知でお示ししていく。

(イ) 就労継続支援A型の新規指定時の取扱いについて

就労継続支援A型の新規指定時には、法施行規則に掲げる事項を記載した申請書類を提出させることとなっているが、就労の機会の提供にあたって収益の上がらない仕事しか提供しない事例も指摘されていることから、自立支援給付費や特定求職者雇用開発助成金を充てなくとも最低賃金が支払える事業計画となっているか確認し、指定後半年程度をメドに実地指導を実施し事業計画に沿った生活活動の内容等になっているのか確認するようお願いしたい。なお、具体的取扱いについては、今後、課長通知にて依頼する予定である。

(ウ) 情報公表制度の先行実施について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成28年法律第65号)により、サービス提供者の情報公表制度が創設され、平成30年4月から施行さ

れる。

就労継続支援A型事業所については、利用者が就労継続支援A型で収益の上がらない働きがいのない仕事しか提供されないが、最低賃金が保障されるため、利用しているという事例も報告されている。しかしながら、このような事業所を利用した結果、障害の状況が悪化し在宅に戻っているといったことも指摘されていることから、事業所に対して、貸借対照表や損益計算書、就労継続支援A型のみの会計区分、生産活動の内容を事業所のホームページに公表するよう促していただきたい。なお、当該取扱いについては、今後、課長通知にて依頼する予定である。

(エ) 特定求職者雇用開発助成金について

就労継続支援A型事業所に対する特定求職者雇用開発助成金（以下「特開金」という。）の取扱いについては、就労継続支援A型事業所による障害者の雇入れが特開金の趣旨に合致するものであるか否かによって個別に判断することを原則としつつも、暫定支給決定（障害者本人にとって当該事業の利用が適切か否かの客観的な判断を行うための期間を設定した支給決定をいう。以下同じ。）を経た障害者を雇い入れる場合は、支給対象外としてきたところである。

今般、市町村における暫定支給決定に係る実務に混乱が生じているものとして、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づく「地方分権改革に関する提案募集」（平成28年）において、一部の市町村等より、暫定支給決定の基準の明確化とあわせて、特開金の支給基準の見直しを求める提案があったところであり、平成28年12月に

- A型事業所に係る暫定支給決定の対象となった障害者のうち、雇入れ当初に締結した雇用契約において、「継続して雇用することが確実」であることが明確である者に限り、特開金の支給対象とする
- 平成27年10月から全ての事業所について、過去に特開金を利用して雇い入れた者の離職率が50%を超える場合には不支給とする離職割合要件を設定しているが、A型事業所についてはその割合を25%とする

という見直しが行われることが、各都道府県労働局に通知され、平成29年5月1日以降の暫定支給決定が行われた利用者についても当該助成金の対象となることとなった。【関連資料2】

なお、就労継続支援A型事業所の利用にあたり、原則として暫定支給決定を行うことについては、引き続き、管内市町村及び事業所等に対し周知徹底をお願いしたい。

また、平成19年4月2日付け障障発第0402001号「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」については、改正予定であるため、おって通知する。

③ 平成 27 年度の工賃実績について

平成 27 年度における就労継続支援 B 型事業所利用者の全国の平均工賃月額は 15,033 円、対前年度比 195 円増（1.3% 増）となっているところである。

また、平成 18 年度からは 2,811 円増（22.9% 増）となっているが、平成 18 年度から継続して工賃倍増 5 か年計画、工賃向上計画を作成し工賃向上に取り組んでいる事業所については、平成 27 年度の平均工賃が 16,598 円（平成 18 年度 12,542 円）と、4,056 円増（32.3% 増）となっており、より一層の工賃の向上が図られているところである。【関連資料 3】

各事業所や各地方自治体のご尽力により、就労継続支援 B 型事業所利用者の平均工賃は着実に増加してきているが、約 1 割の事業所で平均工賃が 5 千円を下回っており、その中には、運営基準で定める工賃の最低水準である 3 千円を下回っている事業所もある。このような事業所については、運営基準を遵守していないことが明確であることから、重点的に指導をお願いしたい。また、指導後も改善の見込みがない場合には、地域活動支援センターへの移行や、法に基づいた勧告、命令等の措置を講ずることが必要となってくる。【関連資料 4】

④ 就労継続支援 B 型の利用に係るアセスメントの取扱いについて

（ア） 平成 27 年度における就労アセスメントの実施状況について

平成 27 年度から、特別支援学校卒業者等が就労継続支援 B 型を利用する場合、原則として、就労移行支援事業所等によるアセスメントを受けることとしており、平成 28 年 4 月に全自治体に実施した調査結果によれば、65% の自治体において実施され、26% の自治体では対象者がいなかったという結果になっている。また、アセスメントの実施後、73% の者が就労継続支援 B 型、10% の者が就労移行支援の利用につながっている。

一方、8% の自治体では未実施であり、理由として体制未整備との回答が多くあったことから、アセスメント実施体制の構築を引き続きお願いしたい。【関連資料 5】

（イ） 就労アセスメントの実施時期の見直しについて

当該アセスメントは、約 6 割の特別支援学校卒業生が卒業後に障害福祉サービスの利用に至っていること、就労継続支援 B 型事業所から一般就労へ移行する利用者が 2 % にも満たないことといった現状を踏まえ、一般就労への移行の可能性も視野に入れた就労継続支援 B 型の利用など、長期的な就労面に関するニーズを把握するために実施するものである。

しかしながら、障害者のこうした可能性を考慮せず、就労継続支援 B

型の利用を前提とした形式的なアセスメントを実施している事例など、アセスメントの趣旨が理解されていない取扱いがみられるところである。

調査結果によれば、アセスメントの対象者の約7割は特別支援学校在学者であり、そのうち約9割が知的障害のある者となっているが、形式的原因なる理由としては、卒業年次に実施し、既に就労継続支援B型の利用が決まっている等が上げられている。

アセスメントを実施するに当たっては、課題の早期把握や進路の検討等のため、自治体によっては、卒業年次の前の年次に実施し、卒業年次には実際に想定する進路を念頭に置き実習を実施し、適切な進路選択に効果を上げているところもあり、各自治体におかれでは、形式的にならないよう、卒業年次の前の年次（高等部1～2年次）に実施することを推進していただきたい。

（ウ）アセスメント実施機関の拡大について

現在、就労アセスメント実施機関は、就労移行支援事業所及び障害者就業・生活支援センターとしているところであるが、アセスメントを必要とする対象者が多い自治体があること、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターがない障害保健福祉圏域もあることから、来年度から実施機関の拡大を図ることとし、自治体が認める就労支援機関

（自治体設置の障害者就労支援センター等や一般就労を支援する障害者職業能力開発助成金による能力開発訓練事業を行う機関）において、就労アセスメントを行える体制が整っている場合は、就労アセスメント実施機関とすることができることとするので、実施機関の拡大が必要な場合は、当該機関に就労アセスメントの趣旨を依頼し、実施が可能となるよう調整をお願いしたい。

また、特別支援学校高等部在学中に、一般企業や就労移行支援事業所における実習が行われ、本人、保護者、自治体や相談支援事業所にアセスメント結果が提供された場合、アセスメントを受けたとみなすことができるることとるので、特別支援学校、相談支援事業所、就労移行支援事業所等関係機関と連携を引き続きお願いしたい（いずれもQ&Aの改正を予定）。

⑤ 在宅において就労移行支援を利用する場合の取扱いについて

I C Tを活用して在宅勤務するテレワークが普及しており、テレワークの活用は、障害者の就労の可能性を広げる選択肢の1つとなりうるものであることから、今般、在宅での就労に向けた支援や、様々な要因により通所による利用が困難な障害者に対する一般就労に向けた支援を行っていくため、平成27年度から就労移行支援においても在宅による利用を認めているところである。

自治体によっては以下のような場合においても、在宅での就労移行支援の利用を認め、在宅雇用につなげている事例もあるので、一億総活躍社会の実現のためにも、柔軟な対応をお願いしたい。

(通所の困難性があるとして在宅での利用を支給決定した事例)

- ・ 就労先を求め何度もハローワークを訪れ、就労受け入れ可能なところを探したが、車いす使用のため、通勤可能な場所での受け入れ企業を見つからず就労をあきらめかけていたが、在宅で就労が出来る事を知り、本人の強い就労意欲もあり在宅での就労移行支援の利用が認められた
- ・ 居住地の通勤圏内において、障害者枠での求人を探したが求人企業がなく、在宅での就労移行支援を行っている事業所へ相談。当事業所において管轄内のハローワークで求人企業を検索したがやはりなし。しかしながら、当事者の就労意欲やご家族の就労についての願いが強かつたため、通勤圏外企業への在宅雇用の可能性を市町村担当者へ状況説明した結果、在宅での就労移行支援の利用が認められた

(参考URL：在宅における就労移行支援事業ハンドブック)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000084414.pdf>

⑥ 休職期間中の就労系障害福祉サービスの利用について

一般就労移行後に休職した障害者等の就労系障害福祉サービスの利用については、現在、自治体によって判断が異なっているところであるが、地域における就労支援機関や医療機関等による支援の実施が困難であり、障害者、企業、主治医が復職が適当と判断している場合、休職期間中の障害者にとって、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能と判断すれば、復職を支援する仕組みとして支給決定しても差し支えないことを検討しており、別途通知する予定である。

(2) 障害者の就労支援に係る予算について

障害者の就労支援に係る予算事業（工賃向上計画支援事業、障害者就業・生活支援センター事業、就労移行等連携調整事業）については、平成28年度までは障害者総合支援事業費補助金として実施していたが、平成29年度からは地域生活支援事業費等補助金のうち、国として促進すべき事業として「地域生活支援促進事業」に位置づけた上で実施することとなる。

なお、平成29年度における工賃向上計画支援事業の特別事業として実施する事業は以下の①から③となるのでご留意いただきたい。【関連資料6】

① 農福連携の推進について

農福連携については、農業分野での障害者の就労を支援し、就労継続支援B型事業所等における工賃水準の向上を図るだけでなく、農業の支え手の拡大にもつながるものである。

このため、厚生労働省では農林水産省とも連携し、国主催で農福連携マルシェやセミナー等を実施してきたところであるが、平成28年度からは、地域で取り組むことがより効果的であることから、工賃向上計画支援事業の特別事業として「農福連携による就農促進プロジェクト」として、都道府県が事業を実施できるようにしている。

当該事業は、農業に関するノウハウを有していない就労継続支援B型事業所等に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費や、農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費に対して補助するものであり、補助率は10／10となっている。

平成28年度は、28府県において当該事業を活用していただいているが、ニッポン一億総活躍プラン及び日本再興戦略2016で掲げられている「農福連携」をより一層推進していくため、平成29年度においては、平成28年度に実施していない都道府県においても積極的に活用していただきたい。【関連資料7】

また、当該事業で農福連携マルシェを開催する際には、全国で統一感のある取組とすることが、より効果的な農福連携の推進につながると考えているので、先般、提供した農福連携ポスター等の活用を検討していただきたい。【関連資料8】

なお、厚生労働省と農林水産省では、福祉目的で農作業に取り組む際に活用できる主な支援策を紹介するパンフレット「福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～（第四版）」を作成しており、この中には、農業分野における障害者就労に関する各種情報等を記載するなど、今後、農業分野への参入を考えている障害福祉関係者にとって参考となることから、管内の市区町村及び障害者就労施設等に対し広く周知願いたい。

また、地域生活支援事業（都道府県事業）において、地域連携を促進するためのコーディネーターを配置し、地域の農業団体等と連携し、障害福祉サービス事業所と地域の農家等を結びつけるための取組を支援するための事業が位置付けられているので、地域の実情に応じた活用を検討願いたい。【関連資料9】

なお、就労継続支援B型事業所等において、事業所とは離れた場所に農地を取得して農業を実施する場合、当該農地については、従たる事業所または出張所という取扱いとなり、利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部または一部を設けないこととしても差し支えないこととされているので、ご了知いただくとともに、管内市町村に対し周知願いたい。

(参考URL：福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～)

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/pdf/noufuku.pdf>

② 共同受注窓口による情報提供体制の構築等について

共同受注窓口については、平成22年度から体制整備を図ってきたところであり、就労継続支援B型事業所等が提供する製品のブランド化の推進や専門家による技術指導など、各地で様々な取組が行われているところであるが、概ね全都道府県において共同受注窓口の整備が終わったことから、共同受注窓口の立ち上げ支援に関しては平成28年度で終了することとしている。

なお、工賃向上計画支援事業の基本事業においては、共同受注窓口を活用した品質向上支援に係る経費を補助対象としているので、引き続き活用いただきたい。

また、平成28年度から工賃向上計画支援事業の特別事業において、共同受注窓口において自治体、障害者関係団体、障害者就労施設、企業等による協議会を設置することにより、障害者就労施設が提供する物品等の情報提供体制の整備や、新たな官公需や民需の創出を図る取組等に対応し、補助率10/10で実施可能としているので、積極的に活用いただきたい。【関連資料10】

③ 在宅就業の支援体制の構築に向けたモデル事業について

仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就職や施設利用が困難な障害者もいることから、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業を実施し、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制を構築するために、平成29年度から新たに工賃向上計画支援事業の特別事業として実施することとしている。【関連資料11】

当該事業においては、地域の実情に応じ、以下のことを取り組んでいただき、地域での在宅就業の支援体制を構築していただきたいと考えているので、都道府県の積極的な活用をお願いしたい。

- ・在宅就業を希望する障害者に対するICT技術等のスキルアップ支援
- ・在宅就業の障害者に対する仕事の発注促進など企業への普及・啓発
- ・発注企業の開拓・企業に対する発注への相談支援
- ・企業が安心して在宅就業の障害者に仕事を発注できる体制の構築
(在宅就業の障害者と企業から発注された仕事のマッチング)
- ・在宅就業の障害者が発注した仕事を支援する体制の構築 等

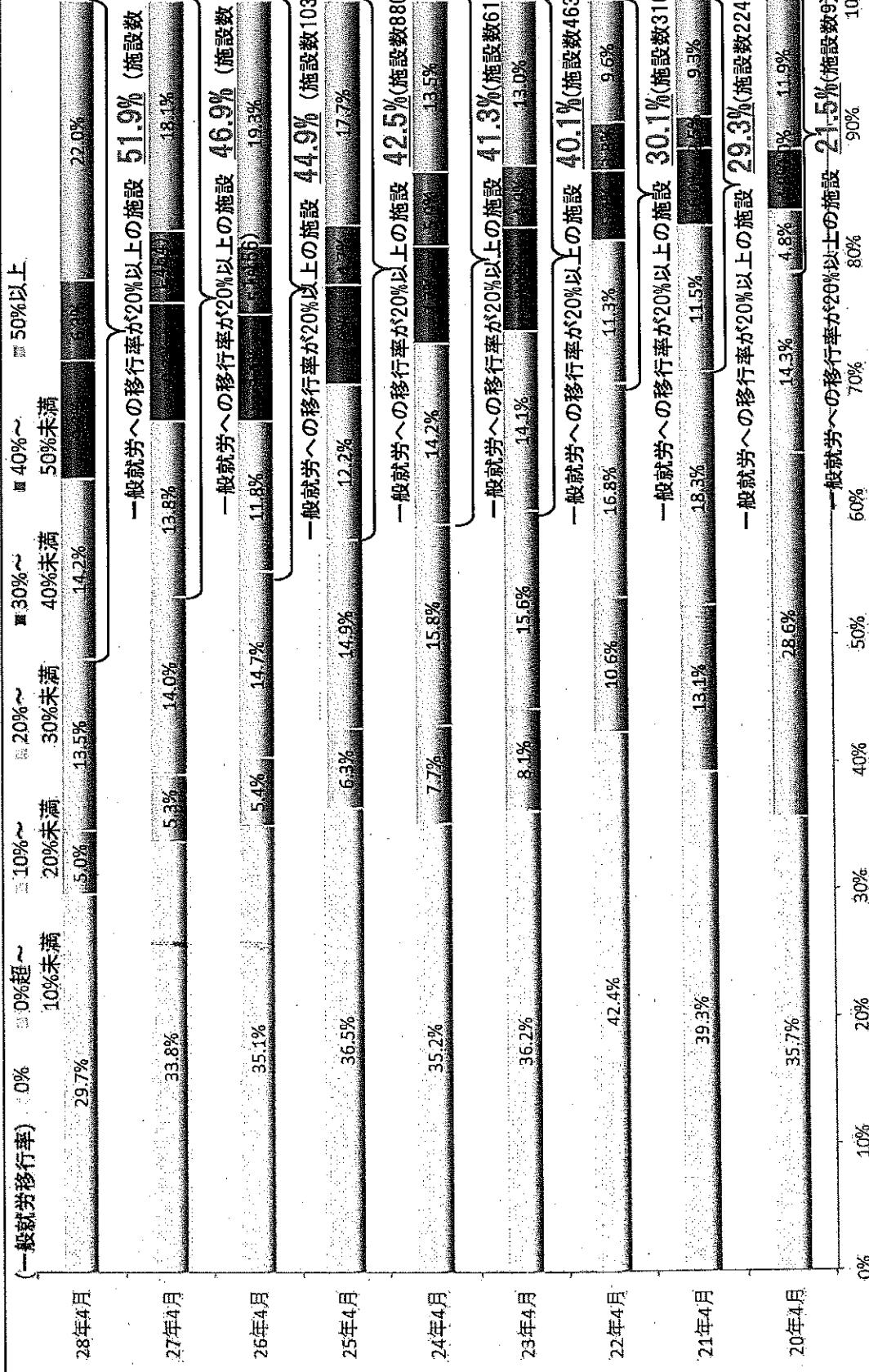
また、こうした取組を行うに当たっては、検討会を開催するとともに、在宅障害者の実態やニーズ調査等を十分に行った上で事業に取り組んでいただくことが望ましい。

④ 就労移行等連携調整事業の活用について

障害者が地域において、あらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であり、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所など、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるよう支援することが重要である。このため、特別支援学校の卒業生や就労継続支援事業の利用者等に対し、就労面に係るアセスメントを実施するとともに、相談支援事業所や就労系障害福祉サービス事業所等の様々な支援機関との連携のためのコーディネートを行い、障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援するための事業として、平成27年度から実施しているので、各都道府県においては活用を検討していただきたい。【関連資料12】

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移

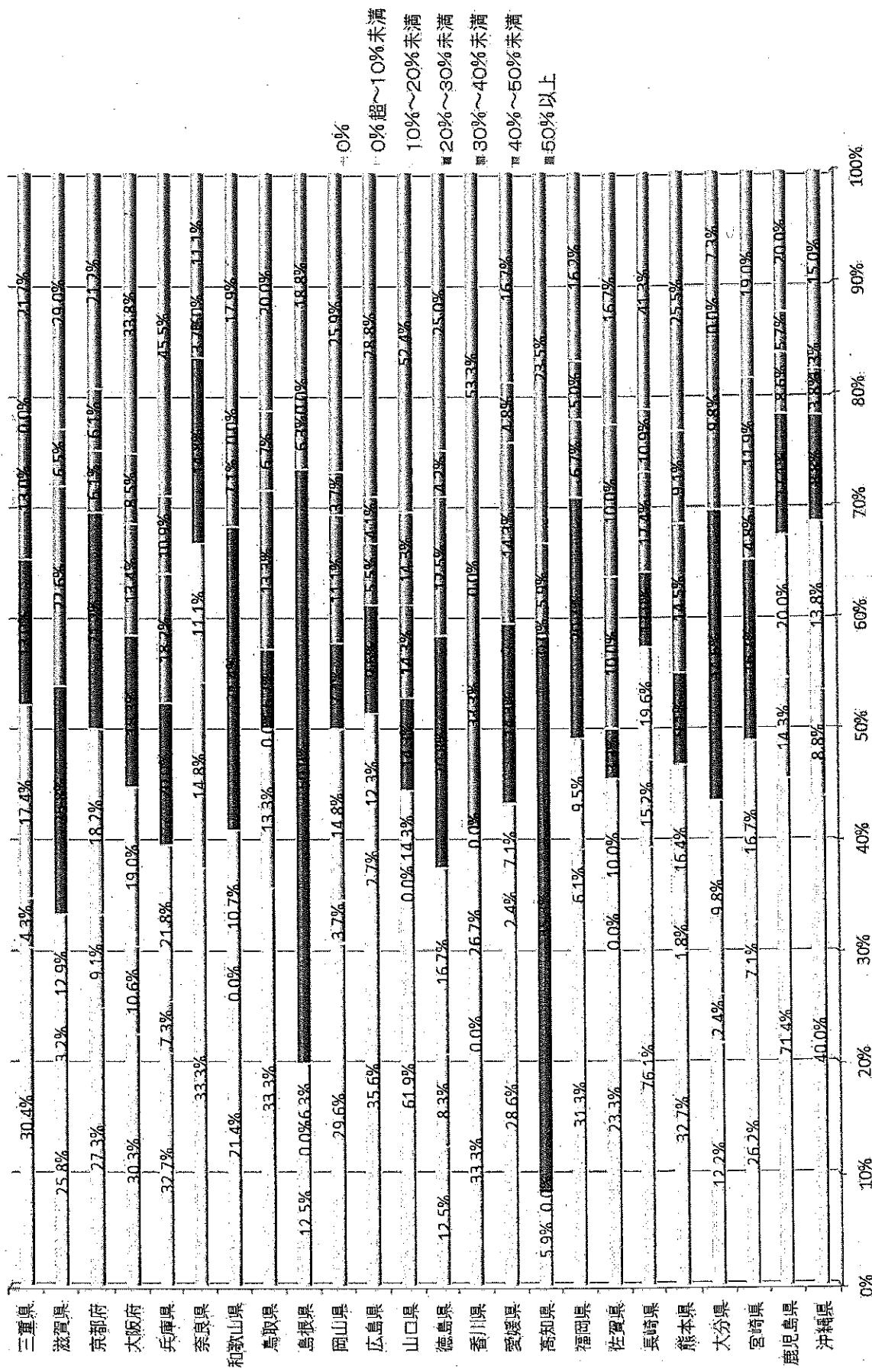
- 平成27年度における一般就労への移行率が20%以上の就労移行支援事業所の割合は、51.9%である。一方で、移行率が0%の事業所が3割弱となっている。



【出典】厚生労働省障害福祉課調べ(平成28年4月分 回答率:89.2%)

選 機 構 品 一

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移 (平成27年度実績・都道府県別)



【出典】厚生労働省障害福祉課調べ(平成28年4月分 回答率:83.7%)

職雇企発 1205 第 1 号
平成 28 年 12 月 5 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局雇用開発部
雇用開発企画課長
(公 印 省 略)

就労継続支援A型事業に対する特定求職者雇用開発助成金の取扱いについて

障害者総合支援法に基づく就労継続支援A型事業を実施する事業所（以下「A型事業所」という。）に対する特定求職者雇用開発助成金（以下「特開金」という。）の取扱いについては、A型事業所による障害者の雇入れが特開金の趣旨に合致するものであるか否かによって個別に判断することを原則としつつも、暫定支給決定（障害者本人にとって当該事業の利用が適切か否かの客観的な判断を行うための期間を設定した支給決定をいう。以下同じ。）を経た障害者を雇い入れる場合は、支給対象外としてきたところである。

この取扱いについて、今般、下記のとおり見直すこととするので、その適正な運用を図られたい。

記

1 今般の見直しの背景

（1）会計検査院による指摘（平成26年度 決算検査報告）

特開金は、単に就職が特に困難な者（以下、「就職困難者」という。）の雇い入れの促進のみを目的とするのではなく、それらの者が継続的な雇用機会を確保できるようにすることも目的としている。

しかしながら、会計検査院が特開金の支給対象となった障害者について、その離職状況等について調査したところ、「雇入れ後3年未満で早期に離職している者の割合が42.1%となっており、支給対象障害者の多くが早期離職しており、その雇用の安定が十分に図られていない状況が見受けられる」として、平成26年度決算検査報告において、特開金の支給が、障害者の雇用の安定に資するものとなるよう、「労働局等に対して、障害者の就労・離職状況や具体的な離職理由等の把握及び調査を十分に行うよう指導するとともに、貴省本省において、障害者の離職の実態等を踏まえて障害者の雇用に関する事業主に対する助成の効果の検証を行うこと」という意見の表示を受けた。

特開金について、就職困難者の継続的な雇用機会を確保できるようにするという

制度趣旨に沿った運用を図るべきことについては、厚生労働省としても会計検査院の指摘がある前から、特開金に離職割合要件を設ける方向で検討してきていたところであり、平成27年10月よりこの要件を施行したところであるが、仮にこの要件によっても特開金をその制度趣旨に沿って運用することが困難であることが明らかとなった場合については、必要に応じてこの離職割合要件の更なる見直しをすることも必要と考えられるところである。

(2) 地方分権改革に関する提案による見直し要請

一般就労が困難な障害者と雇用関係を結んで、A型事業所が利用者として受け入れる場合、原則として暫定支給決定を行うこととされているが、暫定支給決定を受けた障害者については特開金の支給対象とならず、例外的に暫定支給決定が行われなかつた場合でその他の要件を満たす場合のみ特開金の支給対象としていたことから、結果として暫定支給決定の有無により特開金の支給が左右されることとなっていた。

このため、市町村における暫定支給決定に係る実務に混乱が生じているものとして、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づく「地方分権改革に関する提案募集」（平成28年）において、一部の市町村等より、暫定支給決定の基準の明確化とあわせて、特開金の支給基準の見直しを求める提案があったところである。

(3) A型事業所の事業目的とその雇用の実態

そもそもA型事業所は、公費から障害福祉サービス費（訓練等給付費）を受けながら、一般就労が困難な障害者に対して雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を提供する、いわば公的な支援を受けながら障害者を雇用すること自体を本来業務とした事業体であって、一般企業に比べて障害者の雇い入れとその継続的な雇用に関して高水準の知見を有するべき雇用者である。このためA型事業所については、障害者の雇用に関して高い水準の定着率及び能力が高まった者について一般就労への移行支援が求められる。

しかしながら、厚生労働省から自治体に対して通知された平成27年9月8日付障障発0908第1号「指定就労継続支援A型における適正な事業運営に向けた指導について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、不適切な事業運営の事例の一つとして、A型事業所が、特開金の支給対象となる利用者に対し、利用開始の一定期間経過後に、本人の意向等にかかわらず事業所を不当に退所させている事例をあげている。利用者の退所時期が特開金の助成対象期間と一致しているような場合には、正当な理由なく、特開金の支給終了とあわせて退所させていると考えられる場合があり、そのような取扱いは適切な事業運営とはいえない旨が指摘されている。

さらに、今般当課において、特開金の支給決定を受けた者のうち障害者の離職状

況について調査したところ、一般就労に移行することにより離職した者を考慮したとしても、A型事業所における離職率が通常の事業所の離職率よりも高い状況が明らかとなり、A型事業所については、特開金の支給要件について、その事業目的等に対応した適切な措置をとることが求められる状況となっている。

2 A型事業所への特開金の取扱いの見直しについて

上記1によりA型事業所への特開金の取扱いについて下記のとおり見直しを行う。

(1) 暫定支給決定を受けた障害者を雇い入れる場合の取扱いの見直し

A型事業所に係る暫定支給決定の対象となった障害者のうち、雇入れ当初に締結した雇用契約において、「継続して雇用することが確実」であることが明確である者に限り、特開金の支給対象とする。

(注1：「継続して雇用することが確実」とは、対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。要領0201イ参照)

具体的には、雇入れられた当初に締結した雇用契約において、暫定支給決定期間の終了後に本支給決定を受けるか否かにかかわらず、その雇用期間を以下のいずれかとするものであって、その旨が雇用契約書や労働条件通知書等で明確に記されている場合をいう。

- ① 期間の定めのない雇用であること
- ② 有期雇用契約であっても、契約が自動的に更新されるものであるか又は本人による契約更新の意思表示があれば更新されるものであること

(注2：労働契約法第18条により、有期労働契約が通算で5年を超えて繰り返し更新された場合は、労働者の申し込みにより無期労働契約に転換することとされている。)

なお、上記雇用契約は、雇入れ当初に締結されることが必要であり、暫定支給決定期間の終了後に締結された場合は、該当しない。

(2) 異職割合要件の見直し

平成27年10月から全ての事業所について、過去に特開金を利用して雇い入れた者の離職率が50%を超える場合には不支給とする離職割合要件を設定しているが、A型事業所についてはその割合を25%とする。

3 施行について

- (1) 本件取扱いは、平成29年5月1日以降に雇い入れられた者に対し適用する。
- (2) 平成19年4月2日付け障障発第0402001号「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」については、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において改正予定であるため、おって通知する。

平成27年度工賃（賃金）の実績について

1. 調査の概要

（1）調査の目的

障害者の経済的自立のため、工賃水準の引上げに向けて支援を行った「工賃倍増5か年計画（平成19年度～平成23年度）」、また、平成24年度以降実施している「工賃向上計画（平成24年度～）」の効果を検証するとともに、就労継続支援事業所の利用者の工賃（賃金）の現状を把握することを目的とする。

（2）調査対象施設

就労継続支援B型事業所、就労継続支援A型事業所

（3）回収状況

13,065事業所

（4）工賃（賃金）の範囲

工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのもの

2. 調査結果

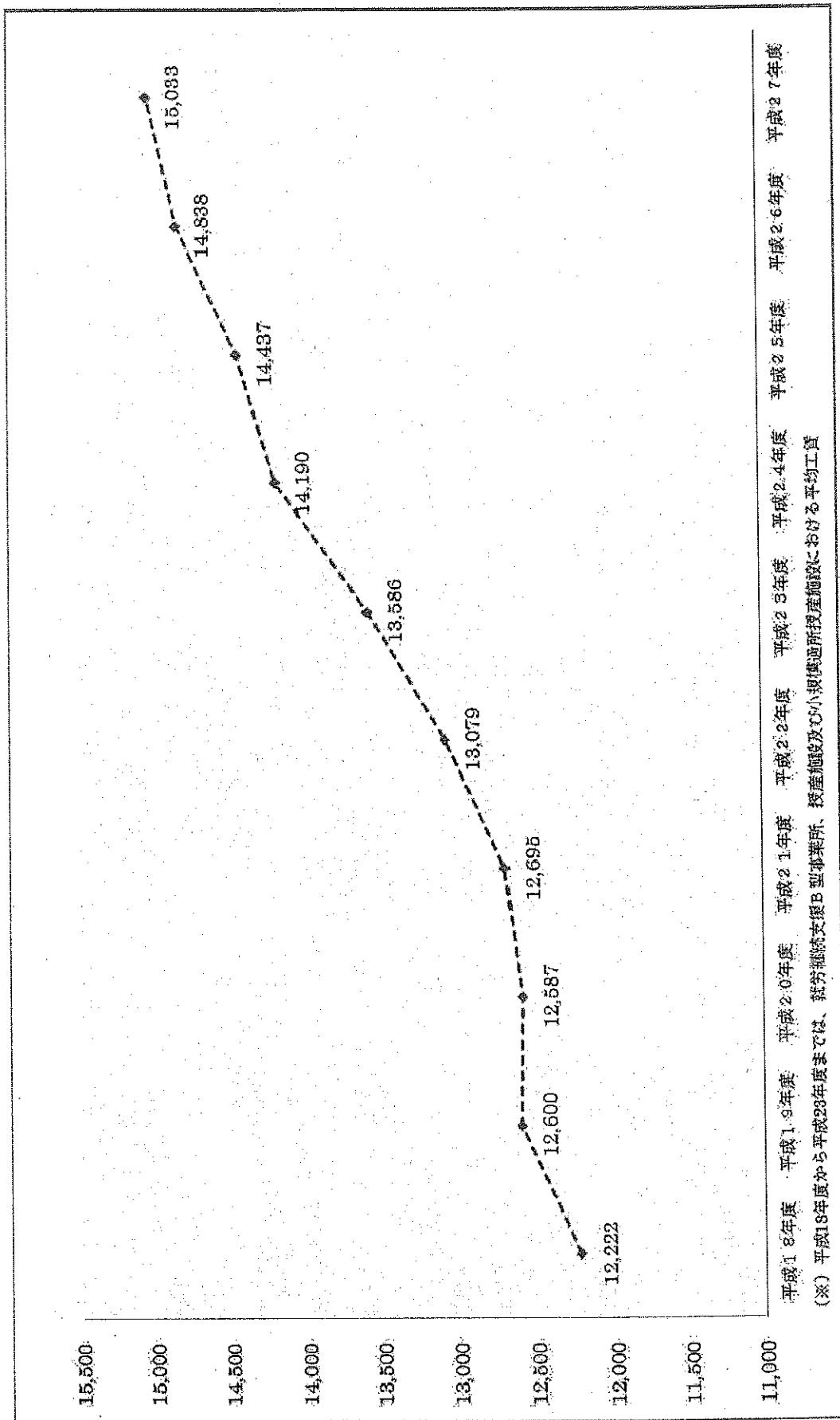
平成27年度平均工賃（賃金）

施設種別	平均工賃（賃金）		施設数 (箇所)	平成26年度(参考)	
	月額	時間額		月額	時間額
就労継続支援 B型事業所 (対前年比)	15,033円 (101.3%)	193円 (103.2%)	9,910	14,838円	187円
就労継続支援 A型事業所 (対前年比)	67,795円 (102.1%)	769円 (102.0%)	3,155	66,412円	754円

○ 平成18年度と平成27年度の比較

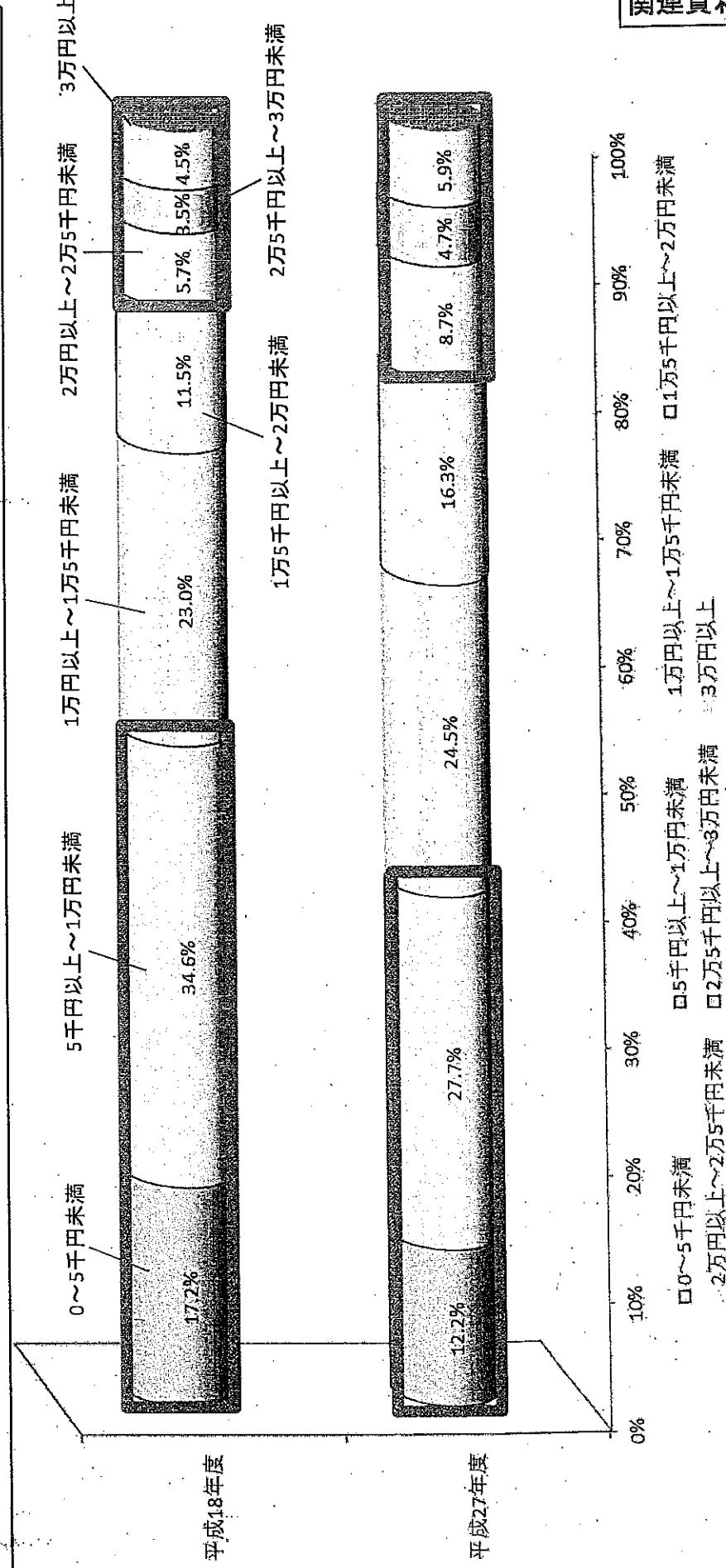
対象事業所	平均工賃（賃金）(増減率)
工賃向上計画の対象施設 ^(*) の平均工賃 ※平成18年度は就労継続支援B型事業所、入所・通所授産施設、小規模 通所授産施設	(平成18年度) (平成27年度) 12,222円 → 15,033 <122.9%
就労継続支援B型事業所（平成27年度末時点）で、 平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画・工 賃向上計画の対象となっている施設の平均工賃	(平成18年度) (平成27年度) 12,542円 → 16,598 <132.3%

平均工賃の推移について



就労継続支援B型における工賃の状況

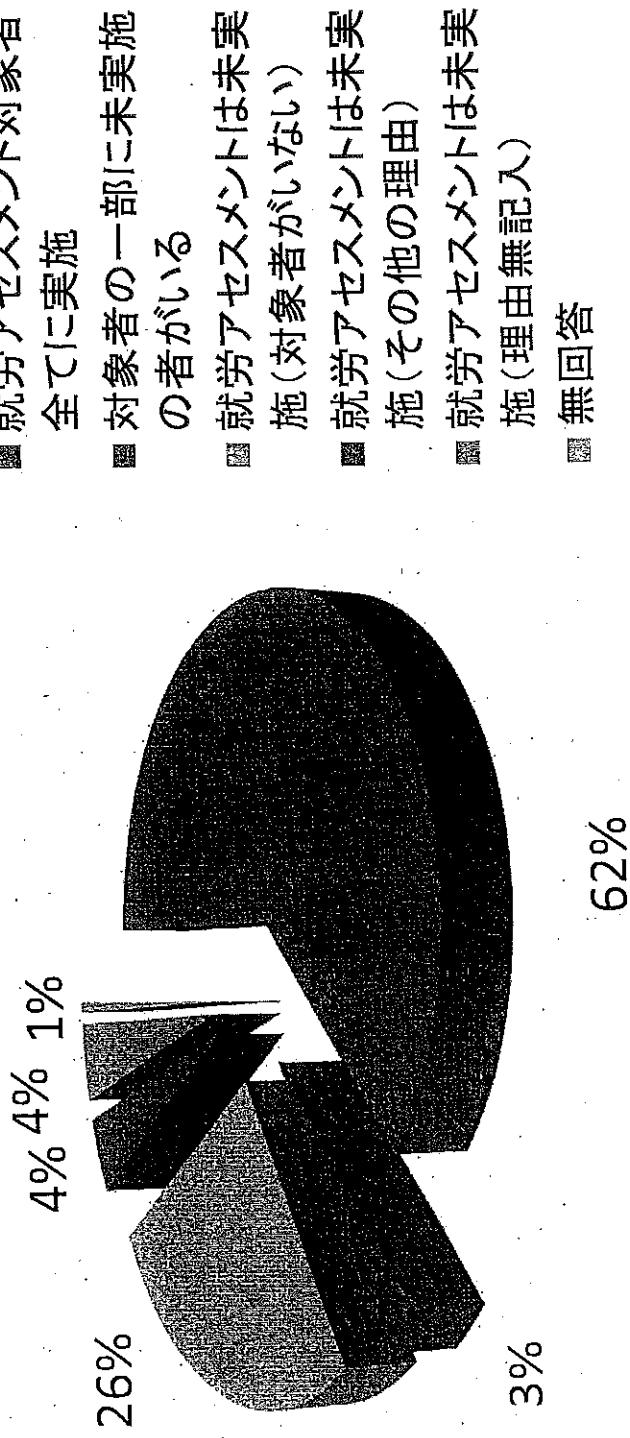
- 平成18年度と比較すると、利用者1人あたりの平均工賃月額が2万円以上の事業所の割合は増加しており、全体の2割弱となっている。
- 平均工賃月額が1万円未満の事業所の割合は減少しているものの、全体の約4割となる。



平成27年度 就労アセスメント実施状況

自治体の割合

n=1,242



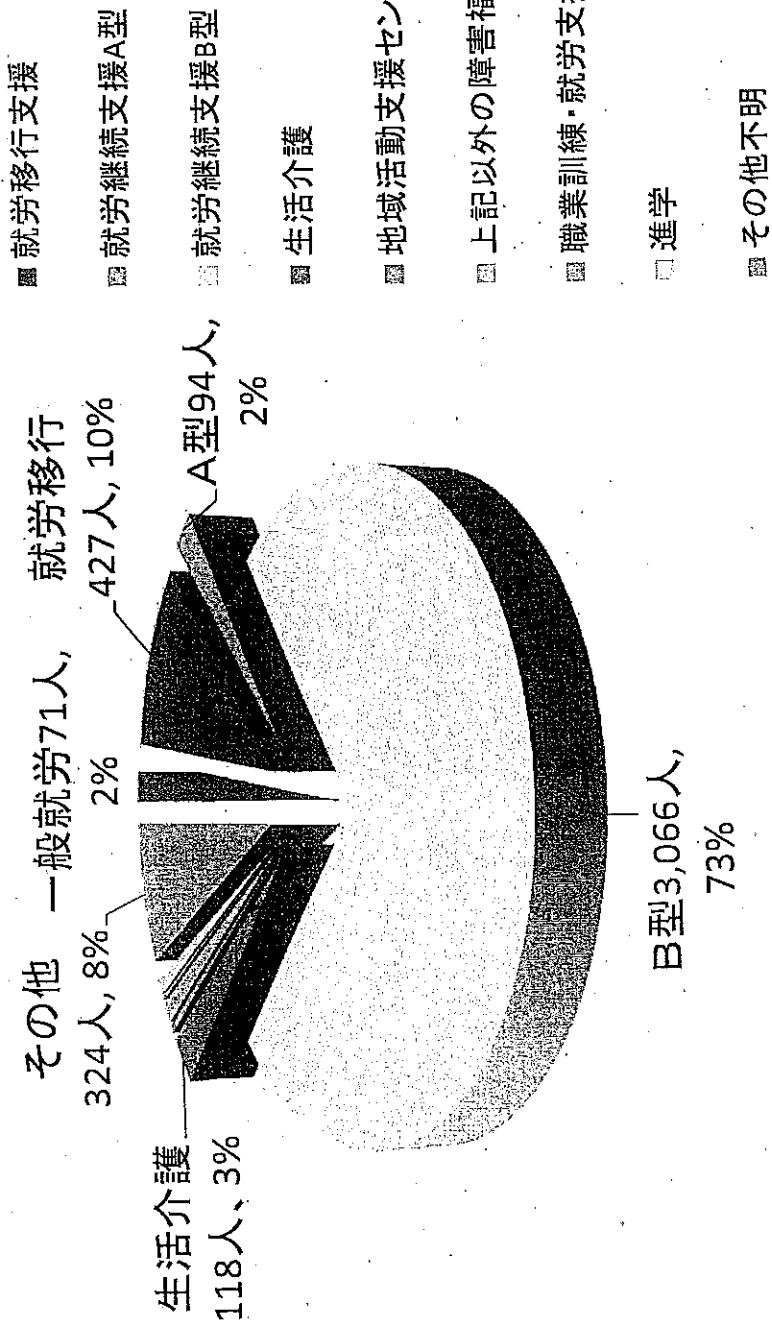
(出所) 平成27年度就労移行支援事業所等による就労アセスメントの実施状況に関する調査結果
回収数 1,242自治体 回収率 71.3% 厚生労働省障害福祉課調べ

図表資料5

就労アセスメント実施後の進路

実人數、割合

図 一般就労

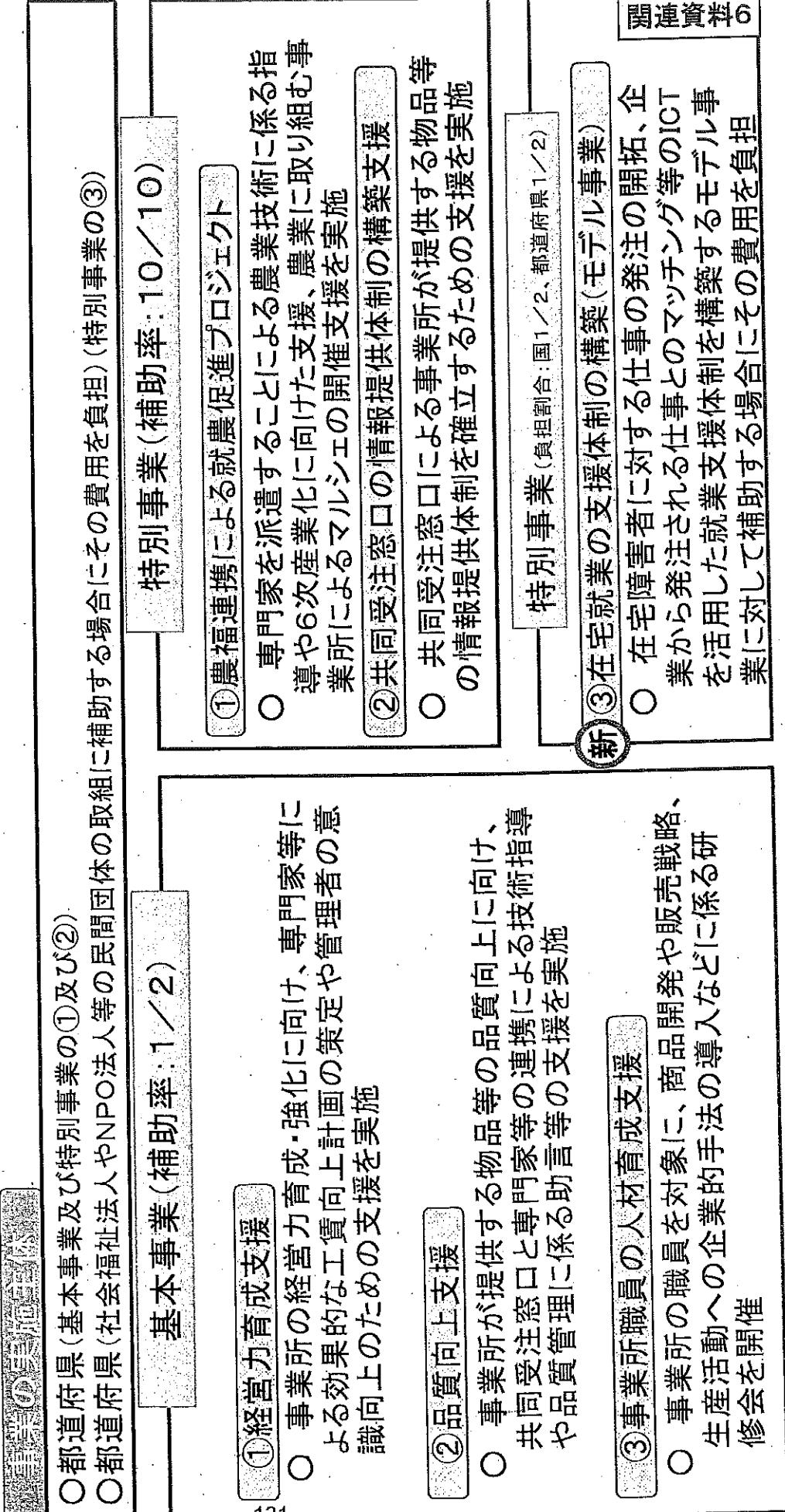


(出所) 平成27年度就労移行支援事業所等による就労アセスメントの実施状況に関する調査結果
回収数 1,242自治体 回収率 71.3% 厚生労働省障害福祉課調べ

工賃向上計画支援事業の概要(平成29年度)

平成28年度予算額 338,459千円	平成29年度予算案 308,843千円 (地域生活支援促進事業)	差引増減額 ▲29,616千円
------------------------	--	--------------------

就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃向上等を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に對する支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備及び在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するためのモデル事業等を実施する。



農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

平成28年度予算額 106,545千円	→ 平成29年度予算案 200,340千円 (地域生活支援促進事業)	差引増▲減額 +93,795千円
------------------------	--	---------------------

事業の趣旨

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。

実施主体

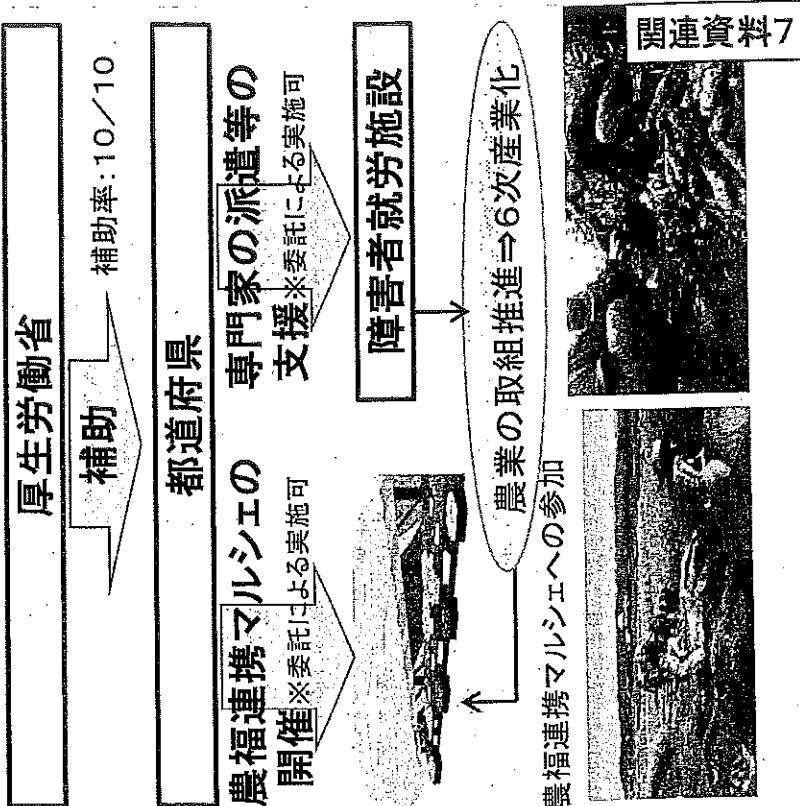
都道府県
※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

工賃向上計画支援事業の特別事業において、「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」として以下の事業を実施することとし、補助率は10／10とする。

- 農福連携推進事業
農業に関するノウハウを有していない障害者就労施設における農業技術に係る指導・助言や6次産業化に対する対応等に係る経費を補助する。
- 農福連携マルシェ開催支援事業
農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。

事業のスキーム



参考)

ニッポン一億総活躍プラン・日本再興戦略2016

【ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）（抄）】

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(3) 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援
一億総活躍社会を実現するためには、障害者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、
障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要である。このため、
就職支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の身体面・精神面にもフ
ラスの効果がある農福連携の推進、ICTの活用、就労のための支援、慢性疼痛対策等に取
り組むとともに、グループホームや就労支援事業等を推進する。

【日本再興戦略2016－第4次産業改革に向けて－（平成28年6月2日閣議決定）（抄）】

2-3. 多様な働き手の参画

KPIの主な進捗状況

（障害者の活躍推進）

《KPI》「2020年：障害者の実雇用率2.0%」
⇒2015年：1.88%（2012年：1.69%）

iii) 障害者等の活躍推進

障害者、難病患者、がん患者等の就労支援をはじめとした社会参加の支援に引き続き重点
的に取り組む。障害者については、職場定着の強化や、農業分野での障害者の就労支援
(農福連携)等を推進するとともに、障害者の文化芸術活動の振興等により、社会参加や自
立を促進していく。

関連資料8



PROJECT

農業」と「福祉」が
つながって、
日本を元気に！

農福連携マルシェ2016

ソウフクマルシェ

平成28年 ○月○日○～○月○日 (O) 0:0～0:0

場所：○○○○

「農業」と「福祉」の連携は、農業従事者の減少や耕作放棄地の増加などの課題に対して、障害者が農業に関わることで補うとともに、障害者にとっては、就業機会の確保や収入の増加につながるもので、「農業」と「福祉」が連携することで、それぞれの課題解決につながっています。また、農福連携は新しい事業や地域コミュニティを育み、その可能性の幅を広げています。「ソウフクマルシェ」は、そんな「農業」と「福祉」の連携で生まれた、地域の農産品や加工品を広くみなさんに紹介して、ご購入していただくための市場です。



主催



運営事務局：一般財団法人 地方自治体公民連携研究財団
東京都港区赤坂1-9-13三会堂ビル2階 TEL 03-5573-4261 FAX 03-5573-4490

地域振興につながる連携促進

地域生活支援事業（都道府県事業）

各都道府県に配置された地域連携促進コーディネーター（仮称）が、地域の農業団体、商工団体、民生委員等と連携し、障害福祉センターと地域の農家、企業、商業施設、介護事業所、高齢者世帯等を結びつけることにより、地域振興と同時に、障害者の工賃の向上や一般就労の促進を図る。

参考事例

○香川県の施設外就労による農業の取り組み

- ・県障害福祉課が、障害者就労施設の工賃向上のために、県農政部局やJA生産者部会と連携して、農家の施設外就労を推奨。
・現在は、県社会就労センター協議会が農家と障害者就労施設の橋渡しを実施



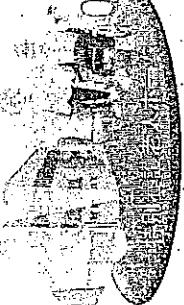
○徳島県の「まつどかない事業」での取り組み

- ・障害就労施設利用者による限界集落のサポート
- ・移動販売車両で授産製品（お弁当・パンなど）と日用品をお届け
- ・高齢者の見守り



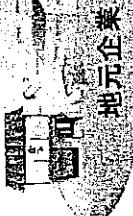
○富山県の介護施設での施設外就労の取り組み

- ・就労継続支援B型事業の利用者が、高齢者ディサービス
- ・における介護支援の業務（配膳、清掃、洗濯など）を、福社的就労として実施。

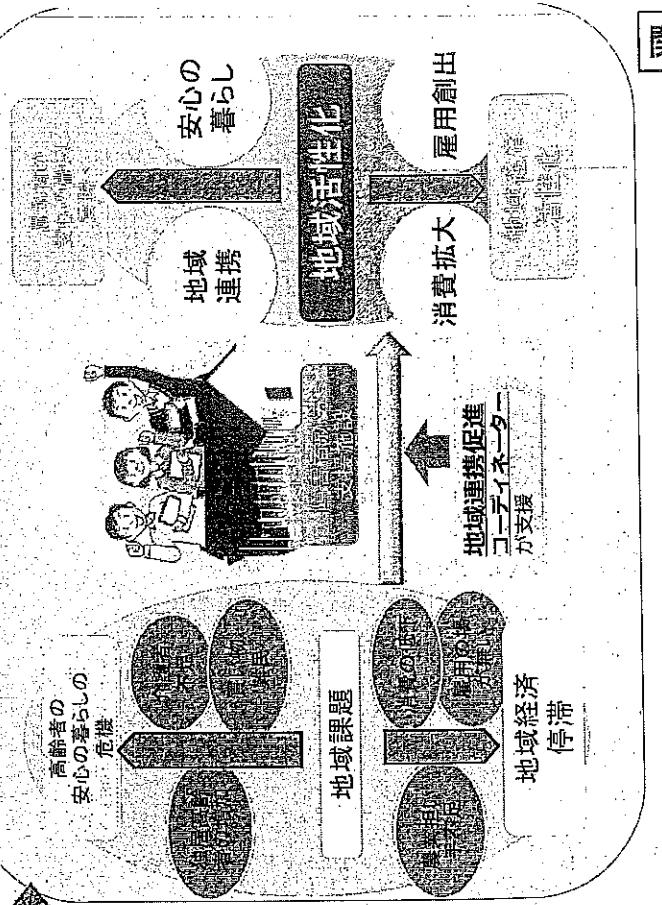


○北海道の社会福祉法人の取り組み

- ・江差町内に唯一のパン工場が閉鎖されたことにより、法人がそのパン工場を職員共々引き継ぎ、障害者の生きがい作業として運所作業所をスタート。
- ・廃業した温泉施設を譲り受け、就労継続支援B型事業所として再生。



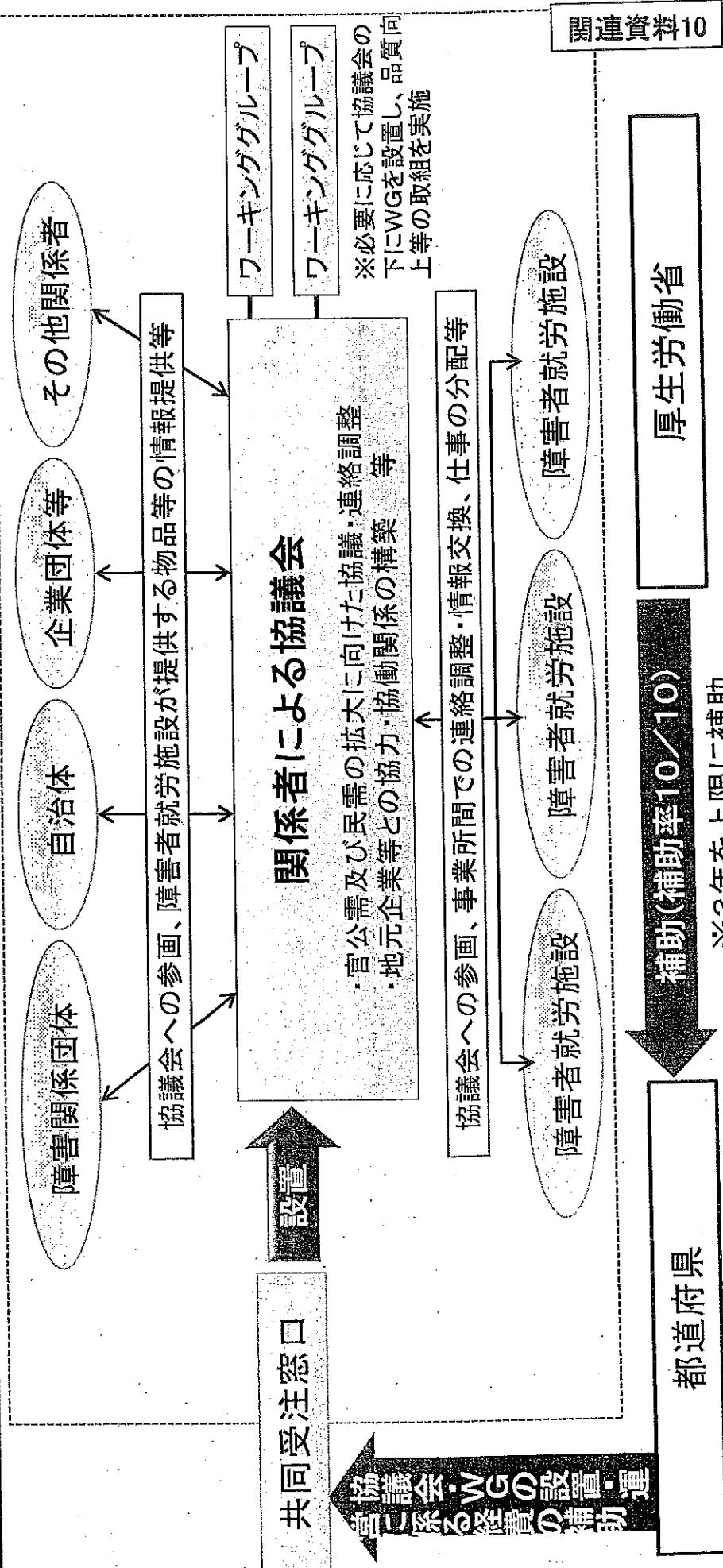
地域振興につながる連携促進事業イメージ図



共同受注窓口による情報提供体制の構築

地域生活支援促進事業

- 共同受注窓口において、官公需や民需に係る関係者が参画することにより、障害者就労施設等への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用するなど、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築する。
- 協議会では、官公需及び民需の拡大に向けて、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、ワークシングアーリングや地元企業等との協働による製品開発、新たな官公需や民需の創出などを検討する(必要に応じて、協議会の下に専門家等で構成するWGを設置し、品質向上や販路拡大などにも取り組む)。



在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業(新規)

目的

仕事をする意欲と能力ははあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就職や施設利用が困難な障害者もいることから、在宅障害者に対する支援体制を構築する。

実施主体・負担割合等

○実施主体:都道府県 ○補助事業者:社会福祉法人等の民間団体 ○負担割合:国1/2、都道府県1/2

事業概要

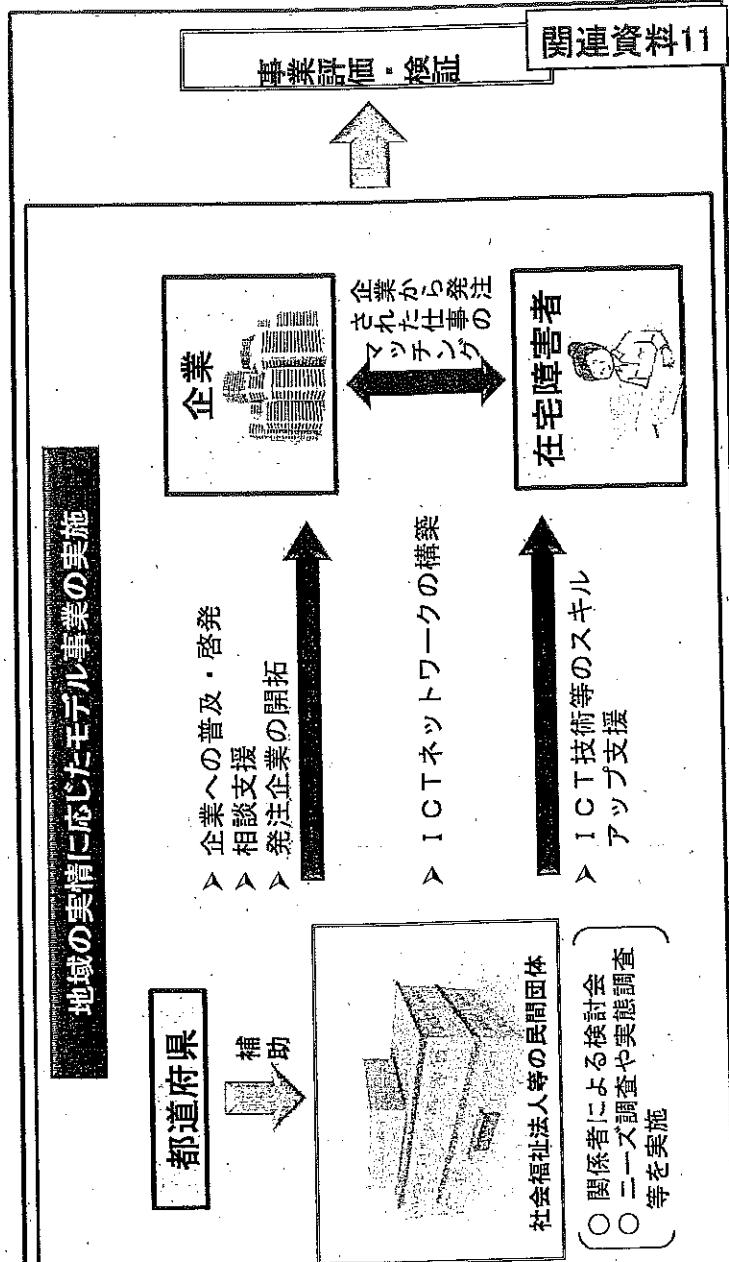
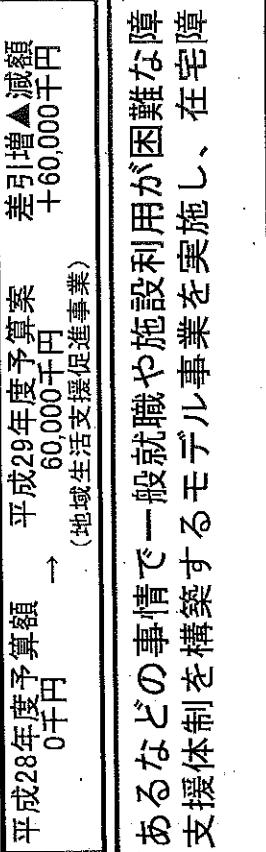
障害者の在宅就業に関する現状・課題

(障害者の個人事業者への業務発注に関する傾向)
▶ 障害者への発注は避けたい

(在宅就業の課題)
▶ 在宅就業という働き方や自分たちの取組が認知されていない
▶ 登録者のスキルが不足している

(在宅就業を希望する理由)
▶ 体調などが変わりやすく、仕事量の調整などをしなければならない
▶ 会社の仕事では在宅でもそれが難しいと思う

平成28年度予算額 0千円	平成29年度予算案 → 60,000千円 (地域生活支援促進事業)	差引増▲減額 +60,000千円
------------------	---	---------------------



就労移行等連携調整事業

平成28年度予算額	平成29年度予算案	差引増▲減額
54,154千円	→ 23,545千円	▲30,609千円 (地域生活支援促進事業)

【要求要旨】

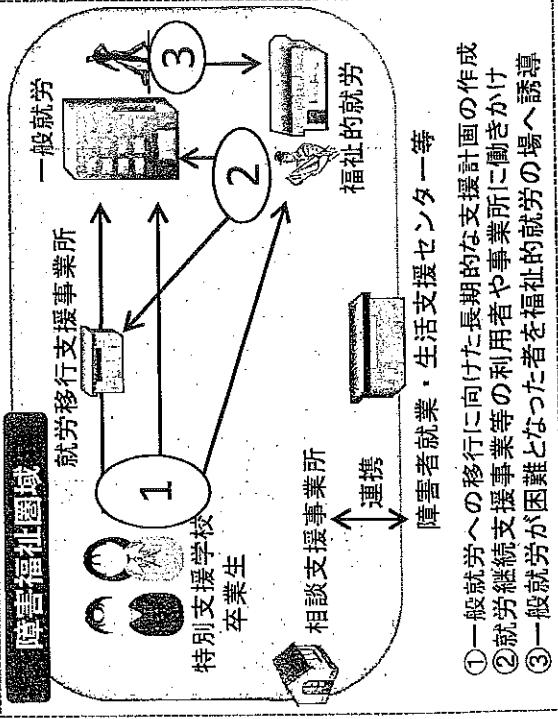
- 障害者が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためにには、障害者が、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できることが必要であるが、このためには、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるよう、支援することが重要である。
- このため、働くことを希望する障害者について、様々な支援機関が連携した円滑な移行支援が行えるよう、支援対象者のアセスメント及び関係機関とのコーディネートを行う。

1 事業概要

特別支援学校の卒業生、就労継続支援事業利用者、一般就労者等、就労可能な障害者について、適切なアセスメントを行うとともに、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所、就労系福祉サービス事業所等、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、各障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援する。

2 実施主体：都道府県

3 補助率：1／2



【施策の効果】

- 障害者が能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を関係機関が連携して行うことにより、一般就労へ移行する障害者が増加するなど、一般就労が困難な者についても、福祉的就労の場で適切な支援を受けながら働くことが可能となる。

図解説 12

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照条文

目 次

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（抄）（平成十八年厚生労働省令第十九号）（第一条関係） ······ 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（抄）（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）（第二条関係） ······ 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（抄）（平成十八年厚生労働省令第百七十四号） ······ 7

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（抄）（平成十八年厚生労働省令第十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案 現 行

（法第三十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス）

第三十四条の二十一 法第三十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス（第三十四条の二十二において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護・就労継続支援A型及び就労継続支援B型とする。

（法第三十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス）

第三十四条の二十一 法第三十六条第二項に規定する厚生労働省令で定める障害福祉サービス（第三十四条の二十二において「特定障害福祉サービス」という。）は、生活介護及び就労継続支援B型とする。

（指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請）

第三十四条の二十二 法第三十七条第一項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者（特定障害福祉サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）の指定の変更を受けようとする者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う特定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請）

第三十四条の二十二 法第三十七条第一項の規定に基づき指定障害福祉サービス事業者（特定障害福祉サービスに係るものに限る。以下この条において同じ。）の指定の変更を受けようとする者は、次の各号に掲げる指定障害福祉サービス事業者が行う特定障害福祉サービスの種類に応じ、当該各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更の申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 （略）

二 就労継続支援A型 第三十四条の十七第一号、第二号、第五号、第十号及び第十五号に掲げる事項並びに利用定員

一 （新設）

三 (略)

二 (略)

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（抄）（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
3	(就労)	(就労)
2	第百九十二条　(略)	第百九十二条　(略)
3	3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たつては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。	2 (新設)
4	(賃金及び工賃)	(賃金及び工賃)
5	第百九十二条　(略)	第百九十二条　(略)
6	2 2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようしなければならない。	3 (新設)
7	3 4 (略)	
8	5 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回つてはならない。	4 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回つてはならない。
9	6 賃金及び第三項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、	

自立支援給付をもつて充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(運営規程)

第一百九十六条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るもの）を除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 六 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第一百九十二条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- 七 通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たつての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項

(新設)

(準用)

第一百九十七条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第五十九条から第七十五条まで、第八十八条から第九十二条まで、第七十三条から第九十二条まで、第一百五十九条及び第一百六十条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百九十六条の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第一百五十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第一百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第一百九十七条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第一百九十七条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項第一項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第一百九十七条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第一百九十七条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第十九条第一項」と、

(準用)

第一百九十七条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第五十九条から第七十五条まで、第八十六条から第九十二条まで、第一百五十九条及び第一百六十条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第一百九十七条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第一百五十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第一百五十九条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第一百九十七条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第一百九十七条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第一百九十七条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第一百九十七条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項第一項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第一百九十七条において準用する第八十八条」と、同項第四号中「第七十三条第二項」とあるのは「第一百九十七条において準用する第十九条第一項」と、

「第一百九十七条において準用する第七十三条第二項」と、同項第五号及び第六号第六号中「次条」とあるのは「第一百九十七条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第一百九十七条において準用する前条」と読み替えるものとする。

九十七条において準用する第七十三条第一項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第一百九十七条」と、第八十九条中「第九十二条」とあるのは「第一百九十七条において準用する第九十二条」と、第九十二条中「前条」とあるのは「第一百九十七条において準用する前条」と読み替えるものとする。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（抄）（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）

	改	正	案	現	行
（運営規程）					
第七十二条の二 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。					
一 事業の目的及び運営の方針					
二 職員の職種、員数及び職務の内容					
三 営業日及び営業時間					
四 利用定員					
五 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額					
六 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第八十条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間					
七 通常の事業の実施地域					
八 サービスの利用に当たつての留意事項					
九 緊急時等における対応方法					
十 非常災害対策					

十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

(就労)

第七十九条 (略)

2 (略)

3 | 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

(賃金及び工賃)

第八十条 (略)

2 | 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3 | 4 (略)

(就労)

第七十九条 (新設) (略)

2 (新設) (略)

(賃金及び工賃)

第八十条 (略)

(新設)

2 | 3 (略)

5 | 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し

支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない

(準用)

(準用)

第八十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条から第三十二条まで、第三十四条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第八十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十七条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十五条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十五条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。